
第2次鹿屋市集中改革プラン

～第2次鹿屋市行政経営改革大綱に基づく実施計画～

(平成22年度～平成26年度)



まっすぐかのや

平成22年8月

鹿屋市

目 次

1 概要	- 2 -
（１）目的	- 2 -
（２）推進期間及び体制	- 2 -
（３）体系図	- 3 -
2 各事務事業の取組	- 4 -
（１）持続可能な財政基盤の堅持	- 4 -
① 財政改革の計画策定	- 4 -
② 事務事業の見直し（経費の削減・合理化）	- 4 -
③ 税、使用料及び手数料等の歳入の確保	- 5 -
④ 効果的な財産の活用	- 7 -
⑤ 公共工事の見直し	- 7 -
⑥ 公営企業等の経営健全化	- 7 -
（２）透明・迅速な行政運営の推進	- 8 -
① コスト意識の徹底	- 8 -
② 窓口サービスの向上	- 8 -
③ 指定管理者制度の活用	- 9 -
④ 積極的な民間活力の検討	- 9 -
⑤ 情報公開の徹底	- 10 -
（３）効率的・効果的で活力ある行政体制の整備	- 11 -
① 組織機構の再編成	- 11 -
② 総合支所及び出張所等の在り方	- 11 -
③ 職員の資質向上と意識改革	- 11 -
④ 定員適正化の推進	- 12 -
⑤ 行政評価制度の充実	- 13 -
⑥ 「部」の経営管理能力等の強化	- 13 -
⑦ 情報化による業務改善の推進	- 13 -
（４）市民の声と力を生かす市政の推進	- 14 -
① 共生・協働の仕組みづくり	- 14 -
② 政策立案過程における市民参画	- 15 -
③ 地域再生会議の設置	- 15 -
④ 地域支援体制の充実	- 16 -
⑤ 市民参画による市政の推進	- 16 -

1 概要

(1) 目的

- 本市では、平成 18 年 1 月の合併に伴い、健全財政を維持し、強固な行財政基盤を確立するため、同年 6 月に「鹿屋市行政経営改革大綱」及び「鹿屋市集中改革プラン」を策定し、総人件費の抑制や民間活力の有効活用等を図り、行財政改革を強力に推進してきました。
- 具体的な取組としては、市立保育所（2 ヲ所）及び老人ホーム（1 ヲ所）の民営化や、職員数削減の目標年度を前倒しで実施し、総人件費の抑制に努めました。
- また、民間活力の活用を目的とした指定管理者制度については、市民が利用される施設（公の施設）330 施設のうち 197 施設に導入し、市民サービスの向上と経費節減等を図りました。
- その結果として、長期債務の圧縮や基金積立額の増加に転じたところですが、平成 28 年度から合併に伴う財政優遇措置が段階的に縮小され、今後ますます厳しい財政運営が予想されます。
- このような中、本年 7 月に策定された第 2 次鹿屋市行政経営改革大綱（以下、「大綱」という。）に掲げられた「元気な『かのや』づくりの実現に向けた成果重視でスリムな市政経営の推進」を全庁的かつ計画的に取り組むため、大綱の実施計画である「第 2 次鹿屋市集中改革プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。
- プランに掲げられた実施項目を確実に実施し、質の高い行政サービスを提供するとともに、無駄を省いた市民本位による行政経営を行っていきます。

(2) 推進期間及び体制

- 推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。
- 各実施項目の担当課を明確にするとともに、項目の進捗状況を市民の皆さまに分かりやすくお知らせするため、できるだけ各項目の目標設定については数値化に努めます。
- プランの進捗状況については、毎年度進捗状況を把握するとともに、進捗結果についてホームページ等を通じて市民の皆さまに公表します。
- また、実施項目については、必要に応じて変更を行うなど、弾力的な運用を図ることとします。

(3) 体系図

大綱の3つの柱、具体的推進項目とプランの各項目の体系図は、以下のとおりです。【64項目】

● 持続可能な財政基盤の堅持【25項目】

— 財政改革の計画策定	【 1 項目】 (No. 1)
— 事務事業の見直し(経費の削減・合理化)	【 6 項目】 (No. 2~7)
— 税、使用料及び手数料等の歳入の確保	【 9 項目】 (No. 8~16)
— 効果的な財産の活用	【 2 項目】 (No. 17~18)
— 公共工事の見直し	【 1 項目】 (No. 19)
— 公営企業等の経営健全化	【 6 項目】 (No. 20~25)

● 透明・迅速な行政運営の推進【28項目】

— 経営的視点による事業運営【13項目】	
— コスト意識の徹底	【 2 項目】 (No. 26~27)
— 窓口サービスの向上	【 3 項目】 (No. 28~30)
— 指定管理者制度の活用	【 1 項目】 (No. 31)
— 積極的な民間活力の検討	【 6 項目】 (No. 32~37)
— 情報公開の徹底	【 1 項目】 (No. 38)
— 効率的・効果的で活力ある行政体制の整備【15項目】	
— 組織機構の再編成	【 1 項目】 (No. 39)
— 総合支所及び出張所等の在り方	【 1 項目】 (No. 40)
— 職員の資質向上と意識改革	【 4 項目】 (No. 41~44)
— 定員適正化の推進	【 3 項目】 (No. 45~47)
— 行政評価制度の充実	【 1 項目】 (No. 48)
— 「部」の経営管理能力等の強化	【 2 項目】 (No. 49~50)
— 情報化による業務改善の推進	【 3 項目】 (No. 51~53)

● 市民の声と力を生かす市政の推進【11項目】

— 市民との協働の推進【 9 項目】	
— 共生・協働の仕組みづくり	【 4 項目】 (No. 54~57)
— 政策立案過程における市民参画	【 2 項目】 (No. 58~59)
— 地域再生会議の設置	【 2 項目】 (No. 60~61)
— 地域支援体制の充実	【 1 項目】 (No. 62)
— 市民参画による市政の推進【 2 項目】	【 2 項目】 (No. 63~64)

2 各事務事業の取組

※ 実施年度の「→」は「継続」を示す。

(1) 持続可能な財政基盤の堅持

① 財政改革の計画策定

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
1	財政改革プログラムの策定	中長期財政見通しを策定し、人件費・扶助費・公債費等の削減目標を設定し、必要な対応策を実施する。	策定	実施	→	→	→	財政課

② 事務事業の見直し（経費の削減・合理化）

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
2	各種委員会・審議会の見直し	各課における各種委員会や審議会等の見直しを行い、真に必要な会議の選択や適正な委員数、開催回数、手当等の整理を行う。	検討	実施	→	→	→	総務課
3	電子文書の管理整理基準の策定	ペーパーレス化を推進し、業務の効率化を図るため、電子文書管理整理基準を策定する。	策定	実施	→	→	→	総務課
4	公用車管理業務の効率化	適正な台数確保や運行効率の向上、適正管理を確実にを行うため、集中管理について、本庁、総合支所及び分庁舎ごとの集約管理など、組織体制の確立を図り、段階的に実施する。また、車両のリース化等について、直営と民間委託のコスト比較を行い、経費削減策を講じる。	検討	検討	実施	→	→	財政課 総務課

5	鹿屋女子高等学校経営改善の健全化	大隅地域の生徒数の減少が見込まれる中で、大隅地域唯一の女子校及び市立高校としての存在意義を踏まえ、生徒の定数確保や施設改修等、学校の経営改善を図ることは大きな課題で、今後、鹿児島県の高校再編整備計画などに本地区の公立高校の適正配置に大きく影響をすることから、県の動向を見極めながら、学校経営改善の健全化を図る。	動向把握	→	→	→	→	教育総務課 学校教育課 鹿屋女子高等学校
6	看護専門学校の取扱い方針の策定	看護専門学校の現状を把握するとともに、今後の経営改善や運営方法を定めた取扱い方針を策定する。	策定	決定	実施	→	→	学校教育課 看護専門学校
7	補助金・負担金の見直し	補助金・負担金の交付については、「選択と集中」に切り替え、「実績に基づく」決定に改める。補助金・負担金の使途や実績の公表、評価の基準を定めるため検討を行い、行政評価や市民の視点で事務事業を点検する事務事業仕分けを通じて、見直しや廃止を整理する。	実施	実施	→	→	→	財政課

③ 税、使用料及び手数料等の歳入の確保

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
8	施設使用料の見直し基準の策定	施設利用に対する使用料について、公平性の確保や受益者負担の原則、財源確保の観点から、新しい統一基準を策定し、段階的に条例改正して適用する。	対象施設整理及び検討	対象施設整理及び検討	策定及び一部実施	実施	→	財政課 各課

9	普通財産貸付要綱（仮称）の策定	普通財産の貸付について、手続き、貸付料算出、減免について統一・詳細の手続きを定める。			策定	実施	→	→	→	財政課
10	保育料収納率の向上	各年度の目標収納率及び取り組み対策を設定し、収納率向上を図る。（単位：％）			96.00	96.10	96.20	96.30	96.40	子育て支援課
11	住宅使用料収納率の向上	各年度の目標収納率及び取り組み対策を設定し、収納率向上を図る。（単位：％）			83.00	83.50	84.00	84.50	85.00	建築住宅課
12	市税等収納率の向上	市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納率向上を図るため、各年度における現年度分、滞納分の目標収納率及び取組対策を設定する。（単位：％）	市税	現年度	97.20	97.30	97.40	97.50	97.60	税務課 健康保険課 高齢福祉課 収納管理課
				滞納	15.69	16.47	17.29	18.15	19.05	
			国民健康保険税	現年度	89.50	90.00	90.00	90.50	91.00	
				滞納	13.51	14.18	14.88	15.62	16.40	
			後期高齢者医療保険料	現年度	99.50	99.50	99.60	—	—	
				滞納	47.68	50.06	52.56	—	—	
介護保険料	現年度	98.80	98.80	98.80	98.90	98.90				
	滞納	13.54	14.21	14.92	15.66	16.44				
13	広告等事業の充実	新たな公告媒体を検討しつつ、各年度の収入目標を定めて財源確保を図る。また、施設に対する命名権（ネーミングライツ）を導入する。			検討	実施	→	→	→	財政課 各課
14	公共下水道受益者負担金収納率の向上	各年度の現年度目標収納率及び取り組み対策を設定し、収納率向上を図る。（単位：％）			96.21	96.43	97.00	97.10	97.20	下水道課
15	公共下水道使用料収納率の向上	各年度の現年度目標収納率及び取り組み対策を設定し、収納率向上を図る。（単位：％）			97.76	97.87	97.88	97.89	97.90	下水道課
16	百引地区環境センター使用料収納率の向上	各年度の現年度目標収納率及び取り組み対策を設定し、収納率向上を図る。（単位：％）			98.78	98.81	98.82	98.85	98.86	下水道課

④ 効果的な財産の活用

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
17	公有財産利活用計画（仮称）の策定	公有財産の効果的かつ効率的な管理方法により、財産の売却等による財源確保等を図るため、未利用財産の整理・把握を行い、財産ごとの整理方針を定め、年次的に整理する。	対象 財産 把握	策定	実施	→	→	財政課
18	総合支所庁舎の有効活用の推進	地域内の市民が利用しやすい環境づくりを行うため、総合支所庁舎の有効活用を推進する。	検討	実施	→	→	→	総務課 地域振興課

⑤ 公共工事の見直し

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
19	公共工事コスト縮減計画の見直し	検討項目を再検証し、継続的な取り組みを実施するための方針を策定する。	検討	策定	実施	→	→	都市政策課

⑥ 公営企業等の経営健全化

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
20	第三セクター経営改善計画の策定	出資率引き下げや完全民営化、指定管理の指定取り消しの場合の対応、経営の合理化等について、方針や対策を整理した計画を策定する。	策定	実施	→	→	→	商工振興課
21	勤労者福祉サービスセンター経営計画の策定	経営環境の変化を踏まえた当面の経営計画の策定と経営安定化対策を実施する。	策定	実施	→	→	→	商工振興課
22	(財)輝北うわば公園まちづくり公社の整理方針の策定	公益法人制度改革に伴い、平成23年度中に方針を策定し、必要な手続きを行う。	検討	策定	実施	→	→	公園管理室

23	輝北農業公社経営計画（仮称）の策定	農作業委託の需要、研修農地確保等を踏まえ、経営改善を行う年度計画を策定する。	策定	実施	→	→	→	産業振興課（輝北）
24	特別会計改善計画（仮称）の策定	国保・介護・後期高齢者・公共下水道事業など、特別会計の見通しや健全化策を整理した計画を策定し、経営改善に取り組む。	検討	策定 実施	実施	→	→	各課 財政課
25	下水道供用開始区域内の接続率の向上	平成21年度までに整備を終了した区域における下水道管の接続を推進し、歳入（使用料）確保を図る。	72.0%	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%	下水道課

（2）透明・迅速な行政運営の推進

① コスト意識の徹底

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
26	情報システムの調達・運用手法によるコスト意識の徹底	各課が導入もしくは導入予定のシステムについて、一括して情報を管理して、システム導入に係る経費や内容等を多角的に検討し、運用指針を定め、システムに対するコスト意識の徹底、業務効率化を図る。	策定	実施	→	→	→	情報行政課
27	入札制度見直し計画（仮称）の策定	入札制度にかかる具体的な課題を把握し、公平かつ透明性のなお一層の充実を図るため、見直し計画を策定する。	検討	策定	実施	→	→	財政課

② 窓口サービスの向上

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
28	出先機関の開館時間の見直し	市民ニーズを把握し、図書館などの出先機関について、開館時間延長を検討する。	検討	随時 実施	→	→	→	行財政改革 推進課

29	証明等の自動発行機の利用促進	自動発行機の利用促進を図るため、発行手続きの簡素化や使用料金の見直しを行う。	検討	随時実施	→	→	→	市民課
30	総合窓口と夜間休日窓口の拡充	総合窓口の取り扱いサービスの拡充を進め、夜間休日窓口を拡充する。	検討	検討	実施	→	→	総務課 情報行政課 各課

③ 指定管理者制度の活用

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
31	指定管理者制度適用施設における管理方法の見直し	指定管理者制度適用施設について、施設ごとの効果的かつ効率的な管理方法を定め、年次的に整理する。	策定	実施	→	→	→	行財政改革推進課

④ 積極的な民間活力の検討

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
32	コンビニ等への事業委託の検討	市税等をはじめとする事業委託対象サービスを検討し、年次的な導入計画を策定する。	策定	→	実施	→	→	情報行政課 行財政改革推進課
33	民間委託推進計画の策定	行政評価や事務事業仕分けを通じて、民間委託または市場化テストの導入を検討する事業、他自治体との共同処理を検討する事務を抽出し、目標年度等を定めた計画書を策定し、計画的な整理を図る。	検討	策定	実施	→	→	行財政改革推進課

34	市場化テスト導入指針（仮称）の策定	レセプト点検、総合窓口業務、給与支払い事務、一部サービスセンターなどのほか、コールセンター等の事務を対象に、事業要件・仕様書・フルコスト算出・外部評価・公募等を定めた導入指針（仮称）を策定し、実現に向けた取組を行う。	検討	→	策定	実施	→	行財政改革推進課
35	衛生管理処理場施設の民間委託の導入	衛生処理場の管理運営のあり方について検討を行った上で、民間委託方針を策定し、所要の手続きを行い、民間委託を導入する。	検討	策定	実施	→	→	生活環境課
36	市営住宅の管理運営の見直し	市営住宅における管理運営業務の指定管理者導入等を検討する。	検討	→	実施	→	→	建築住宅課
37	水道料金にかかる業務の民間委託の推進	水道料金にかかる業務について、民間委託が可能なものについては、積極的に委託を行う。 （対象業務は、検針業務、未収金整理業務）	検討	実施	→	→	→	業務課

⑤ 情報公開の徹底

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
38	情報公開条例等の充実	閲覧手数料の無料化、公開対象の拡大、意見要望に対する回答規定などを検討し、制度の充実を図る。また、各種委員会の会議録等の公開に関する指針を策定し、積極的な公開を推進する。	検討	公開	→	→	→	情報行政課

(3) 効果的・効率的で活力ある行政体制の整備

① 組織機構の再編成

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
39	組織の再編・整理	より効率的・効果的な組織を確立するため、組織機構の見直し方針を策定し、部課の統廃合・再編、総合支所や出張所、サービスコーナーの機能を見直す。	策定	実施	→	→	→	総務課

② 総合支所及び出張所等の在り方

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
40	分庁舎方式の検討	本庁及び総合支所等の庁舎の有効活用に向けて、分庁舎方式を検討する。	検討	実施	→	→	→	総務課

③ 職員の資質向上と意識改革

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
41	人材育成基本方針の見直し	人材育成基本方針（職員研修体制）の見直しを行い、高度化する行政ニーズに適応できる職員の育成体制を充実させる。	検討	実施	→	→	→	総務課
42	人事評価制度の充実	現在試行的に導入している人事評価制度の質・内容の向上を図ることにより、能力・実績重視の制度を確立し、職員の意識改革や資質向上を図る。	検討	実施	→	→	→	総務課

4 3	事務改善運動の推進	無駄な作業の排除、電算化、外注化及び簡素化等を進めるため、全庁的な事務改善運動を検討するとともに、職員の発意、提案制度を導入し、職員が自ら事務改善等に取り組む意欲の増進を図る。 また、事務事業のマニュアルを作成し、全職員が閲覧できるようライブラリー化を図るとともに、PDCAサイクルを徹底し、職員における事務処理能力を高め、行政サービスの向上を図る。	検討	実施	→	→	→	総務課 行財政改革 推進課
4 4	情報化に関する情報研修の実施	今後の情報化に対応する職員を育成するため、情報研修化研修方針（仮称）を策定し、職員の情報化スキル向上を図る研修を実施する。	策定	実施	→	→	→	情報行政課

④ 定員適正化の推進

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
4 5	定員適正化計画の改定	第2次定員適正化計画を策定し、本市の行財政規模に見合った適正な職員数に向けて計画的に職員数を削減し、総人件費の抑制を図る。	908人	894人	861人	848人	828人	総務課
4 6	給与制度・諸手当の見直し	現行の給与制度や諸手当について点検・見直しを行い、国の制度等の整合を図る。	検討	検討 実施	→	→	→	総務課
4 7	学校職員の転任の推進	学校職員の事務職に対する希望転任を計画的に実施するとともに、現在の学校職員業務の民間委託や嘱託化を推進し、限られた人材の有効活用を図る。	実施	→	→	→	—	教育総務課

⑤ 行政評価制度の充実

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
48	行政評価・事務事業仕分けの充実	全事務事業を対象に目標や達成度指数を数値化して、行政評価を行い、その結果を公開する。 また、外部評価を入れた事業仕分けを実施し、「選択と集中」による事務事業を構築する。	実施 公開 検討	実施 公開	→	→	→	企画調整課 行財政改革 推進課

⑥ 「部」の経営管理能力等の強化

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
49	目標管理による部の経営管理能力の向上	各部長が、年度当初に目標を掲げ、その目標に対する進捗状況を把握・点検することにより、部としての経営管理能力向上に努める。	検討	実施	→	→	→	総務課
50	予算編成方法の見直し	各課の自己決定・自己責任による庁内型分権の推進を考慮しながら、限られた財源の有効活用を図るため、政策ごとの枠配分方式などを検討し、予算編成方法の見直しを図る。	検討	実施	→	→	→	財政課 企画調整課

⑦ 情報化による業務改善の推進

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
51	電子照会・申請システムの拡充	空き施設の申込み、申請書のダウンロードなど、システムの対象サービスを調査し、積極的な申請システムを構築し、サービスの拡充を図る。	検討	実施	→	→	→	情報行政課

5 2	図書館ネットワークシステムの構築	図書館の利便性を高めるため、インターネットを活用した図書検索システムの導入を行うとともに、市域内外の図書館及び図書室を結ぶネットワークシステムを構築する。	検討	→	実施	→	→	社会教育課
5 3	電子決裁システム導入事務及びグループウェアの充実	文書起案・財務・サービス関係や庶務事務などの対象事務を整理し、年次的に導入するとともに、グループウェアの効果的な活用方針を策定して充実を図る。	策定	実施	→	→	→	情報行政課 総務課 財政課 出納室

(4) 市民の声と力を生かす市政の推進

① 共生・協働の仕組みづくり

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
5 4	コミュニティプラットフォームの設置	小中学校単位で、住民の自主的組織としてのプラットフォームを設置し、自主的地域活動の推進や行政連携を進める。	一部 試行	→	設置	→	→	市民活動推進課
5 5	町内会の育成と加入促進	地域リーダーの育成、会則や役員体制の見直し、女性役員の登用など、町内会の活性化を支援するとともに、加入促進のため、各年度の町内会加入率を設定し、行政支援を充実する。	78.4%	80.0%	82.0%	84.0%	85.0%	市民活動推進課
5 6	公民館の配置、運営の検討	生涯学習基本構想に基づき、情報提供ネットワークの構築を図るため、各地域の公民館の配置について見直しを行う。	検討	→	実施	→	→	社会教育課
5 7	町内会等の道路愛護精神の啓発	町内会が自主的に市道の伐採業務を行った場合に報奨金を支払い、市民の道路に対する愛護精神を啓発するとともに、町内会活性化を促す。	14 団体	16 団体	16 団体	18 団体	18 団体	道路建設課

② 政策立案過程における市民参画

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
58	「元気なかのや」づくり会議等の設置	「元気なかのや」づくりを推進するため、新たな取り組み等について市民の意見を伺い、参考とするため、「元気なかのや」づくり会議を設置する。また、市政全般における市民意見を把握するため、「車座会議」を設置する。	設置	協議	→	→	→	企画調整課 秘書広報課
59	共生協働推進条例等の制定	共生協働推進にあたって、市民及び行政の役割や責任を規定する共生協働推進条例等を制定する。	検討	制定	—	—	—	市民活動推進課

③ 地域再生会議の設置

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
60	地域再生会議の設置	輝北、串良、吾平地域づくりのあり方について、住民自らが協議を行い、地域活性化を図る。	設置	協議	→	→	→	企画調整課 地域振興課
61	地域支援機能の充実	輝北・串良・吾平地域に設置された地域再生会議において、地域内の活性化策を検討するとともに、支所等は、コミュニティプラットフォームと連携しつつ、支所機能を持つ地域支援機関として再編する。	検討	→	設置	→	→	企画調整課 総務課 地域振興課

④ 地域支援体制の充実

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
6 2	共生・協働推進拠点の整備	社会教育施設等を共生協働の拠点施設として位置づけ、そこに地区担当職員を配置し、町内会のほか、NPOやボランティア団体等に対し、運営アドバイス、資料等作成、企画立案等のアドバイスを担う。	検討	→	設置	→	→	総務課 社会教育課 市民活動推進課

⑤ 市民参画による市政の推進

No.	項目名	概要	実施年度					担当課名
			22	23	24	25	26	
6 3	ホームページの充実	モニター制度の導入や目標指標の設定等を再整理し、各年度の取り組み目標を定める。	検討	実施	→	→	→	秘書広報課
6 4	市民満足度調査の導入	アンケート等を実施し、市民のニーズを的確に把握することにより、市民満足度を高める施策の構築に努める。	検討	策定	実施	→	→	企画調整課